

お願い

施主様がお困りのケースが増えています！
水道メーターは検針しやすい場所に設置を！！

水道メーターの設置場所について（お願い）

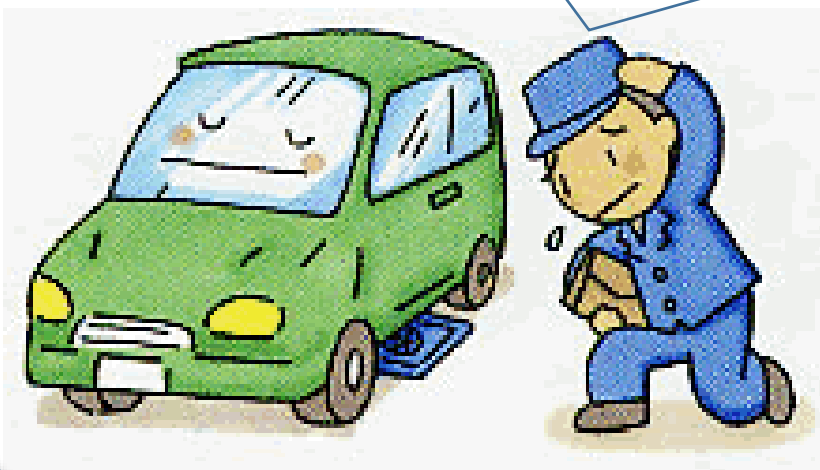
日頃より本市水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建物建築工事や外構工事の完成後、施主（水道使用者）様等から、駐車スペース内や鍵つきの門内に設置された水道メーターの検針、維持管理、交換・修理において不便を感じ、日常生活に支障をきたしているとの問い合わせが数多く寄せられています。

問い合わせの中で特に多いのは、「2か月に1度の検針の度に、車の移動や門の開錠を依頼されるため、建てる時点でわかっていたらこのような場所（駐車スペース内や鍵付きの門内）に水道メーターを設置しなかったのに...」などというものです。あまりの不便さに追加の費用を支払ってでも、水道メーター位置を移動される施主（水道使用者）様もいらっしゃるほどです。

つきましては、施主（水道使用者）様等が検針や維持管理等の際に、できるだけ不便とにならないよう、今後の設計・施工の参考としていただくようお願い申し上げます。

水道メーターの真上に車があって検針ができないな...
施主（水道使用者）様に車のご移動をお願いしないと...
またご不便をおかけすることになってしまう...



他にも...

- ・植込み内
- ・樹木に近接した場所にメーターがあることで検針や維持管理等に支障が出るケースがあります。

<お問い合わせ先>
城陽市上下水道部
経営管理課料金係
TEL0774-52-2044

<根拠規定等>

城陽市水道事業給水条例（抜粋）

（水道メーターの設置）

第 18 条 水道メーター（以下「メーター」という。）は管理者が給水装置に容易かつ適正に計量ができる場所を指定し設置する。

2 給水装置の所有者および水道の利用者（以下「利用者」と総称する。）は前項のメーターの設置に同意するものとする。

城陽市給水装置工事基準（抜粋）

第 2 章 指定区間の設計及び施工

〔 設 計 〕

8 止水器具・メーター伸縮器具・副止水器具・逆流防止器具

(2) 指定区間の止水器具及び副止水器具の位置

φ25 mm以下の場合、道路又は通路との境に近接した維持管理に支障の無い場所で官民境界線からメーターBOX の中心まで 1.0m以内とする。

φ40・50 mmの場合、道路又は通路との境に近接した維持管理に支障の無い場所で官民境界線から第一止水栓 BOX の中心まで 1.0m以内とし、第一止水栓 BOX の中心からメーター BOX 上流側まで 1.0m以内とする。また副止水器具は、メーターボックスの下流側 1.0m以内から水道メーターと高低差の無い位置に設置しなければならない。

φ75 mm以上の場合、道路又は通路との境に近接した維持管理に支障の無い場所で官民境界線から第一止水栓 BOX の中心まで 1.0m以内とし、第一止水栓 BOX の中心からメーターBOX 上流側まで 1.0m以内とする。また、メーターボックスの下流側から逆止弁 BOX の中心までは 1.0mとし、逆止弁 BOX の下流側から副止水器具 BOX の中心まで 1.0mとする。

9 水道メーター

(2) 市水道メーターの設置場所

ア 道路又は通路に近接した宅地内の屋外とすること。

イ 水道メーターは、水平に設置すること。

ウ 常に水はけがよく、かつ、検針を容易に行える場所に設置すること。

エ 点検及び取替作業に支障のない場所に設置するものとし、次に掲げる場所の設置は避けなければならない。

(ア) 維持管理及び検針の妨げとなる不潔な場所

(イ) 車庫等で、車体又は車輪の下となり検針の妨げとなる場所

(ウ) 車両の通行等により、荷重のかかる場所

(エ) 植込み内及び樹木に近接した場所

(オ) 荷物その他物の設置場所及び自動販売機等の設置場所

(カ) 炊事場、洗濯場等で検針に適しない暗い場所

(キ) 水道メーターを設置することにより著しく通行の妨げとなる場所